

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費  
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 608,620 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
 が充てられる社会保障施策に要する経費 7,207,313 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成30年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地方 消費税交付 金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,665,754	1,226,851			73,417	365,486
	3	1	3	老人福祉事務費	140,073			16,665	20,643	102,765
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,833,121	1,187,507	28,000	115,265	84,030	418,319
	3	3	2	生活保護費	1,047,000	843,894		11,219	32,098	159,789
	小計					4,685,948	3,258,252	28,000	143,149	210,188
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	178,870				29,920	148,950
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	1,036,562	8,433			171,979	856,150
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	877,041	124,193			125,932	626,916
	小計					2,092,473	132,626	0	0	327,831
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	23,161	2,741		51	3,407	16,962
	4	1	1	地域医療費	55,804				9,335	46,469
	4	1	2	予防接種費	193,829				32,422	161,407
	4	1	2	健康診査費	156,098	4,008		24	25,437	126,629
	小計					428,892	6,749	0	75	70,601
合計					7,207,313	3,397,627	28,000	143,224	608,620	3,029,842

・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。